

# 北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第 741 号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] [info@print.or.jp](mailto:info@print.or.jp)

2

2018

平成30年  
2月10日発行

## INDEX

印刷燦燦	3
平成29年度下期北海道地区印刷協議会開催	4・5
平成29年度第5回理事会開催	6
官公需における知的財産権について	7~9
平成30年新年交礼会開催	10~12
共済制度加入拡大キャンペーン	13
「団体扱給油事業」案内	14

《表紙》北海道の長い川 No.3:十勝川(156km) [河西郡音更町]

北海道印刷工業組合

〒062-0003 札幌市豊平区美園3条5丁目1番15号 原ビル  
TEL.011-595-8071/FAX.011-595-8072

UD  
FONT  
by MORISAWA

280  
古紙パルプ配合率30%再生紙を使用

VEGETABLE  
OIL INK

GREEN PRINTING APP  
P-00129  
2018年10月1日現在  
印刷工業組合発行

CSR

この印刷物は、CSRに  
取り組む印刷会社が製作  
した印刷物です。

P-00023

# 印刷 燦 燦

## 人を見て法を説く

どれほどの良い考え、優れた方策をもっている、それが他の人によって受け入れられ、実行されなければ、その価値は無きに等しいと思う。

そして人は必ずしも最善の考え、最善の方策を受け入れるとは限らない。そこには説得力というものが必要となり、その説得力を生む一つの大きな要素は、その相手に応じたふさわしい説き方をする、いわゆる「人を見て法を説く」ということだと思う。

誰彼かまわずに同じことを言っていたのでは、決して上手く事が運ぶものでもない。人により相手によって、あるいは大義を説き、あるいは利を説き、時に情に訴え、時に理に訴えるというように適切に説いていくことが大切だと思う。

ただ相手によって説き方を変えるには、やはりそれだけの知識なり経験・体験をもっていなくてはならない。だからそういう時のためにも、常々いろいろと経験を積み、知識を養い、見識を高めていくことが極めて大切だと思う。

北海道印刷工業組合副理事長・労務環境事業委員長 **大和繁樹**  
株式会社ヒロミ産業 代表取締役

# 平成29年度下期北海道地区印刷協議会開催

平成29年度下期北海道地区印刷協議会が、1月10日午後1時30分から札幌市中央区の札幌グランドホテルで、全日本印刷工業組合連合会の作道孝行副会長、生井義三専務理事、木村恵也官公需対策協議会幹事の臨席のもと、理事・監事14人が出席して開催された。

**北** 海道地区印刷協議会は、作道副会長のあいさつその後、生井専務理事から全印工連の事業概況について説明され、つづいて木村官公需対策協議会幹事から「大きく変わる知的財産権の取り扱い」について説明が行われた。

## 作道全印工連副会長あいさつ要旨

昨年10月に開催した全印工連フォーラムには、全国から300名を超える方々に参集いただき、全印工連事業の一層の理解を賜った。併せて組合員の団結と協調を再確認することができた。これも偏に各工組役員、組合員、関連産業の皆さんの理解と協力の賜と深く感謝している。

昨年は、全印工連が全印政連とともに兼ねてより提言を続けてきた、官公需における知的財産権の適切な取り扱いについて、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に、知的財産権の財産的価値について十分留意した契約内容とするよう努めるものとするということが盛り込まれたことは、全印工連および全印政連の多年にわたる活動の大きな成果である。課題解決に向け、大きな一歩を踏み出すことができた。1社では解決できない課題を前進させることが業界団体の責務であり、全印工連の存在価値を高めることができたのではないかと考えている。今後は、関係各位、組合員各位の協力により、その実効性を高める活動に注力していくが、その一環として全印工連では、昨年12月に「大きく変わる知的財産権の取り扱い」というパンフレットを作製した。今日は、この後、全印工連官公需対策協議会の木村幹事よ



り、このパンフレットの中身について解説してもらい、十分理解いただくとともに、皆さんからもこのパンフレットを官公需の担当者に持参していただいて、知的財産権の取り扱いについて共通認識を得られるよう働きかけていただけると、実行性は格段に高まるものと思うのでよろしくお願ひしたい。北海道では最低制限価格制度が導入されているが、この制度も導入されただけでは意味が無い。しっかりとした予定価格の算出、積算が行われなければ絵に描いた餅になってしまう。全印工連では、今後この件についての働きかけを強めていきたいと思っている。

最後に、組合のメリットについて話をさせていただきたい。全印工連ではいろいろな事業を行っている。有益な事業を行っているにもかかわらず、末端の組合員まで事業の内容を理解されていないと思う。何が問題かを考えたときに、伝え方も不十分であったということで、各事業のメリット一覧表という資料を作成しようとしている。まだ、完成形ではないが、こういうことを進めているということを説明させてもらう。この表に書かれているものは、共済事業のなかには4つの共済がある。その下に全印工連の事業が書かれている。その事業が組合員にとってどれだけのメリットがあるのかということを見える化をしようということで、数値換算しようとしている。例えば、アドビの特別ライセンスプログラム事業は、コンプリート、WEBプレミアム、スタンダードと3つのコースがある。これは

使えるソフトの本数が違う。上から5,750円、4,550円、3,650円となっている。基本的には日本で一番安価なプログラムになっている。WEBプレミアムとスタンダードは、全印工連の組合員しか入れない。一般で売られているものは、全てのプログラムが揃っているコンプリートパッケージで、一般市場価格は月額6,980円で、若干下がるケースもあるかもしれないが固定されている。それか単体で入るしかない。WEBプレミアム、スタンダードは、それに入ること自体がメリットになる。スタンダードに入ると、年間40,000円くらい削減されることになる。得られる推定メリットは削減額×本数の合計が年間メリットになるということ、1社1社が算出できるようにしていこうと考えている。当社の例では、アドビは、コンプリートが1本、WEBが2本、スタンダードが10本入っている。これだけで年間40～50万円のメリットが出る。また、バックアップサービス、共済、大阪工組独自の事業を行っており、それで計算すると年間100万円くらいのメリットが出ているという試算ができる。それに対して当社が支払っている支部の年会費・大印工組の賦課金を合計すると約30万円になる。差引すると約70万円くらいの利益が組合に入っているだけで出ている。事業に参加しようがしまいが、これだけの金額が得をしていることになる。だから辞める理由がなくなる。退会防止に繋がるし、これだけのメリットがあるから事業に参加するよという案内がし易くなる。さらに新規で入る理由にもなる。今まで、組合に入ってどんなメリットがあるのかということと言われて、なかなか受け答えがしづらかったところを、数値できっちり示すことができるようになった方が、今後も組合の活性化に

繋げていき易いだろうということで、このようなことを考えている。このようなメリットの一覧表を支部長に渡して、会員拡大活動を展開していただければ、さらにやり易くなるのではないかと考えている。より分かり易く会員拡大に繋げていただければと考えている。

### 全印工連の事業概況

生井専務理事から、全印工連の事業概況について、①印刷業経営動向実態調査の実施、②CSR認定の募集、③知らなかったでは済まされない労働法と労働基準法改正案セミナー、④大きく変わる知的財産権の取り扱いセミナー、⑤第17回印刷産業環境優良工場表彰の募集、⑥共創ネットワーク通信の配信拡大、⑦事業承継ガイドブックの制作、⑧組合員の異動状況、⑨技能検定「製版職種DTP作業」の受検者数と学科試験対策セミナー、⑩未来会計図表（管理会計エクセルシート）の活用、⑪第11回MUDコンペティションの審査結果、⑫VOC警報器の購入、GP認定および環境推進工場の取得状況、⑬価格転嫁依頼文書の活用、⑭平成29年度地域別・特定（産業別）最低賃金、⑮全印工連特別ライセンスプログラム新規募集、⑯総合求人サイト「イーアイデム」の組合員限定特別プラン、⑰オリックス自動車との提携による組合員限定サービス事業、⑱アクセスログ監視システムの紹介事業、⑲クラウドバックアップサービス事業のそれぞれの事業概要について説明が行われた。

つづいて、木村官公需対策協議会幹事から「大きく変わる知的財産権の取り扱い」について、説明が行われた。（説明内容は、7頁～9頁に掲載）

# 第4四半期事業スケジュールなどを決定

## 平成29年度第5回理事会

平成29年度第5回理事会が、1月10日午後1時から札幌市中央区の札幌グランドホテルで全道から理事13人と監事1人が出席して開催され、第4四半期事業スケジュール、各支部における理事の選出基準、官公需における知的財産権の取り扱いの周知方法を決定した。

**理**事会は、最初に、板倉理事長が、「道内経済は回復の兆しを感じられない。20年前に拓銀が破綻して120社くらいが倒産した。その影響、さらにその10年後にリーマンショックが起きた。そのことが尾を引いている。北海道新幹線は函館まで来たが札幌までまだ来ていない。九州と比べると20～30年遅れている。そのような経済の影響が響いている。そのようななかで、全印工連では臼田会長が組合員の皆さんに役に立つ事業をしようということで活動している。その1つが官公需の知的財産権の取り扱いである。議員連盟とともに活動し、昨年7月に閣議決定された」とあいさつを述べた。

つづいて、定数報告が行われ、板倉理事長を議長に議事に入った。

まず、報告事項として、

- (1) 事業実施状況について、北印工組の事業、全印工連の事業、関係団体の事業に大別して、10月に開催された第4回理事会以降の活動状況が報告された。
- (2) 財務状況については、12月末の試算表、予決算対比表、賦課金納入状況が説明された。
- (3) 平成30年度賦課金決定のための売上高報告調査については、1月19日に調査票を発送し、2月9日を報告期限として調査を行うことが説明され、調査票回収への協力の要請が行われた。

次に、議事に移り、

- (1) 平成29年度第4四半期事業スケジュールについて、事業計画に基づく、組織の拡大、広報活動の強



化、未来を創る業界運動の展開、共済事業への加入促進、福利厚生事業の実施、組織・財政状況の検討、組合創立80周年誌編纂の準備の7本を柱とした、各事業の実施スケジュールを決定した。

- (2) 平成30年度は役員改選期に当たることから、組合員数に応じた各支部における理事の選出基準を決定した。これにより平成30年度は理事15人（定款規定13人以上17人以内）、監事2人（同2人又は3人）となる。
- (3) 官公庁に対する知的財産権の取り扱いの周知について、全印工連が行っていた要望が受け入れられ、昨年7月、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に、新たに講ずる措置として「知的財産権の財産的価値について十分に配慮した契約内容とするように努めるものとする」が、加えられたことから、業界から自治体に周知を図ることとし、道内はまず、179市町村のうち、組合員が所在する市に対して管轄する支部を通じて周知活動を行うことを決定した。

# 大きく変わる知的財産権の取り扱い

## 官公需における知的財産権

～著作権は印刷会社の大きな財産です～

全印工連平成29年度下期北海道地区印刷協議会が、1月10日午後1時30分から札幌グランドホテルで開催され、その席上、全印工連と全印政連が、協調して活動を続けてきた、「官公需における知的財産権の適切な取り扱いの要望」が受け入れられ、昨年7月25日に閣議決定された、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に、盛り込まれたのを受け、全印工連が、説明資料として『大きく変わる知的財産権の取り扱い～官公需における知的財産権』のパンフレットを作製したので、その内容についての解説が、全印工連官公需対策協議会幹事の木村恵也氏から行われた。

以下、説明内容の抜粋を紹介する。

(文責：編集部)



木村恵也氏

### 「無償」はダメである

**本**日、伝えたいことを、最初に説明する。2点ある。

1点目は、官公需の仕様書や契約書に「著作権を無償で譲渡する」や「無償で利用する」という記載があるが、「無償」はダメである。「発注者は著作権の財産的価値に十分に留意しなければならない」ということが、平成29年7月25日に閣議決定された、「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で明確になった。

2点目は、印刷用データ等の中間生成物も、著作権同様に財産的価値に配慮が必要である。

印刷用データ等の中間生成物はアナログの時代から特約が無い限り、印刷会社が所有権を持つもので、中間生成物についてもその財産的価値が認められるということが、経済産業省・中小企業庁作成のチラシに明記された。

「無償」がダメだという根拠は、繰り返しになるが「平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする」が盛り込まれたことによるものである。

従来の官公需では、著作権を無償で譲渡・利用する契約が多くあったが、これからは発注者が印刷請負契約では、知的財産権、特に「著作権」について無償ではなく、財産的価値に十分に留意した発注としなければならない。

### 国の官公需施策の体系と推進

それでは、この「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」、長いので、以降「基本方針」と言うが、「基本方針」とその背景となる中小企業関係の法令

について説明し、その後に著作権の具体的な取り扱いについて説明する。

先ず、「国の官公需施策の体系と推進」について説明する。

国の中小企業施策の基本となるのは、「中小企業基本法」であるが、中小企業基本法には、「国等からの受注機会の増大」という条文があり、そのなかで、「中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずる」ことが謳われている。

これを受けて、「官公需についての中小企業者の受注確保に関する法律」いわゆる「官公需法」では、「中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という）を作成するものとする」と謳われている。この基本方針が、先ほどから話している「基本方針」である。

次に、「基本方針」の概要を説明する。

「基本方針」は、中小企業者の受注機会の増大を図るために、官公需法に基づいて毎年閣議決定されるものである。

「基本方針」には、中小企業者の契約目標額も定められていて、因みに平成29年度は国の官公需総予算額6兆9,347億円のうち、55%にあたる3兆8,185億円が中小企業者との契約目標額になっている。

この他にも、中小企業者の受注の機会の増大の意義および目標に関する事項として、東日本大震災や熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮や、中小企業が受注し易い発注とする工夫として、これが本日のポイントであるが、「知的財産権の取り扱いの明記」がある。平成29年度からは冒頭に話した、「知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約とするよう」述べられている。

このほかにも、地域の中小企業者の積極活用、ダンピング防止策、地方公共団体への協力依頼など、中小

企業に対する多くの項目が列挙されている。

### 「基本方針」に準じた措置、手順

次に、「基本方針」に準じた措置、手順を紹介する。

経済産業大臣は、「基本方針」に準じた措置を実施するよう、各府省の長には契約の方針作成依頼をする。同時に都道府県知事、全市町村長、東京都特別区長には「基本方針」に準じて、地域の実情に応じて中小企業・小規模事業者の受注機会を増大に努めるよう要請する。この文書は公表されている。

この要請は、すべての県、市町村や国立大学などに届いているので、皆さんが取引されている国の機関や地方公共団体にも当然届いている。国の基本方針を遵守するよう、組合員の皆さんからも都道府県や市町村等の発注者へ遵守をお願いしてほしい。

ここまでが、国の官公需施策の大きな流れである。

### 「基本方針」の中身

ここからは、「基本方針」の中身について説明していく。

先ほどから「基本方針」に盛り込まれたと話しているが、盛り込まれた内容は、「また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。」だけの非常に短い文章である。

しかし、毎年、基本方針が発表されると「基本方針」の説明のために、全国各地50会場程度で「官公需確保対策地方推進協議会」が開催され、詳細に説明されている。また、昨年12月には中小企業庁のホームページでも公開された。

解説文では、受注した中小企業の著作権を適切に保護することが求められており、財産的価値に留意した発注をし、権利範囲の明確化や二次的活用、コンテンツ版・バイドール契約まで言及している。

具体的に留意する事項であるが、留意するのは受注



者である印刷会社ではなく、発注者である国や地方公共団体であるので、間違えの無いようお願いしたい。

### 財産的価値に配慮しなければならない

1点目、これは先ほどから話しているように、著作権を含む知的財産権を無償で譲渡や利用することをしなければならないということを発注者に求めている。

もし、現状の仕様書や契約書で「無償」の記載があった場合は、発注者に対して「基本方針」に「財産的価値に配慮しなければならない」と書いてあるので、きちんと守ってほしいと伝えていただきたい。

一般の職員の方々には、「基本方針」が伝わっていない場合もあるので、ぜひパンフレットを持って行って説明をお願いしたい。

### 知的財産権の利用範囲の特定・明確化

発注者が具体的に留意する事項の2点目は、「知的財産権の利用範囲の特定・明確化」である。

官公需における仕様書や契約書では、著作権の譲渡や利用にあたって、その権利範囲がほとんどの場合、明確化されていない。明確化されていないために財産的価値の算定がしづらいということもある。

また、利用範囲を特定することにより、違法な利用を抑制し、トラブルを未然に防ぐことにもなるので、利用範囲の明確化も発注者に求められている。

### 一律の譲渡の見直し

3点目は一律の譲渡の見直しである。

現状の官公需では、著作権の譲渡がなぜ必要なのか、譲渡した後に何に利用するのかも分からずに、一律に譲渡が求められている。

今後、有償譲渡となった場合、このような一律の譲渡は、調達コストを引き上げることになるし、コンテンツの有効活用が阻害されることにも繋がる。

本当に必要な場合のみ著作権の譲渡を求める契約として、コンテンツ活用を促進すべきである。

印刷会社のコンテンツ活用の代表的なものは、愛媛県今治市の「バリィさん」である。今治市のご当地キャラクターとして行政のPRや商品化など、幅広く活用されている。印刷会社に著作権を残した非常に良い事例として紹介している。

このほか、コンテンツの活用推進には、「コンテンツ版バイ・ドール契約」がある。

これは、官公需受注者が、受託によって制作するコンテンツを、一定の条件を基に、制作者・受注者に残す契約形態で、コンテンツ活用の推進に期待されている契約方法である。元になる法律は、「コンテンツ振興法」である。

### 印刷用データ等の中間生成物の取り扱い

次に、印刷用データ等の中間生成物の取り扱いである。

印刷用データも無償で求められる例が数多くある。仕様書にその記載が無い場合でも、印刷物納品後にPDFデータを無償で求められることもある。

しかし、ここには2つの錯誤と誤解がある。

1つ目は、「著作権の譲渡により、印刷用データ等の中間生成物の所有権も発注者側に当然に譲渡される」という錯誤である。

2つ目は、「発注者が経費を負担して成果品・印刷物を作成するのだから、印刷用データ等の中間生成物も発注者に所有権がある」という誤解の2点である。

印刷用データは、中間生成物であり、中間生成物は、アナログ時代の判例にもあるように、特約のない限り印刷会社の所有物である。

印刷用データ等の中間生成物は、印刷会社の所有物であり、どうしても譲渡が必要な場合は、印刷請負契約とは別の契約が必要になる。

印刷会社も自分たちの権利・財産を守るために、安易なデータの引渡しを避けるようにしてほしい。

印刷データ等の中間生成物については、経済産業省と中小企業庁が共同で作成したパンフレットに、「納品物の電子化データ（所有権）についても、著作権と同様に、譲渡の必要性を検討の上、納品が必要な場合は仕様書へ明記し、その財産的価値に配慮してください。」と、わざわざ記載されている。

### 知的財産権の適切な取り扱いに向けての今後の取り組み

官公需における知的財産権の適切な取り扱いに向けての今後の取り組みであるが、既に実施されている県もあるが、発注者と受注者が互いを理解する必要がある。民間同士の取引と同じで、顧客の課題解決に向けて、相互の話し合いの場を持つことが重要である。

官公需の場合、個別企業との話し合いは難しいと思うので、印刷工業組合と発注者である県や市町村と意見交換を行う場を持ってほしい。先行事例として、秋田県では、県と印刷工業組合が定期的に会合を持っており、県が著作物の権利の明確化に対応するなど、意見交換の成果が大いに出ている。

著作権は、印刷会社の大切な財産であることを強く認識してほしい。全印工連も引き続き活動していくので、皆さんにも十分に理解いただき、国や地方公共団体等の発注者に対し、官公需において著作権が適切に取り扱われるよう、呼びかけを続けていきたい。

最後に、もうひとつお願いがある。全印工連官公需対策協議会では、今後、この知財権の保護に向けて、各工組の活動を期待するとともに、全印工連への好事例の報告を願いたいと思っている。好事例を集め、全国に広報することで、さらに好事例を生む、という良い流れを作っていく、好事例を集めて、経済産業省や中小企業庁に報告することで、官公庁サイドからも今回の施策の好事例集を発信をもらうようにしてほしいという意向があるので、協力を願いたい。

# 平成30年新年交礼会が盛大に開催

## 北海道印刷関連業協議会

北海道印刷関連業協議会の平成30年新年交礼会が、1月10日午後5時から札幌市中央区の札幌グランドホテルで、来賓・印刷・関連業者約200人が出席して盛大に開催された。



板倉 清  
北海道印刷関連業協議会  
会長

**最**初に、板倉清北海道印刷関連業協議会会長（北海道印刷工業組合理事長）が、年頭のあいさつで、多数の来賓と参会者にお礼を述べた後、「昨年の国内経済は、全体的に緩やかな回復基調を維持し、政府は

戦後2番目に長い回復基調が続いていると発表した。一方、昨年の道内印刷業界を取り巻く環境は、そのような回復は、全く感じられないなかで、社会・経済構造がIoT、AIなどの新しい技術を中心とした移行期にあり、既存需要の縮小・新規需要創造のための業態変革への転換点に対峙し、新しい発想・目線での経営が余儀なくされ、一層の経営努力が強いられた。このような変革への対応を図ることは、我々、中小企業が、自社だけで取り組むことは、なかなか難しいので、それぞれの業界において、英知を結集し、指針を定め、企業繁栄のための研究会や勉強会などを開催し、研鑽を重ねている。これは、業界団体に加入しているからこそ、享受できるメリットである。昨年7月に旭川市で第31回北海道情報・印刷文化典旭川大会を開催した。組合員はもとより多くの関連業界の皆さんにも物心両面にわたる協力をいただき、お蔭様で実り多い大会とすることができた。また、全日本印刷工業組合連合会と全日本印刷産業政治連盟が、協調して活動を続けて来た、『官公需における知的財産権の適切な取り扱いの要望』が受け入れられ、昨年7月に閣議決定された、『平成29年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針』に盛り込まれた。まさに、組織の力の偉大さを実感することができた。今後は、『低入札価格調査制度』、『最低制限価格制度』の実現に向けて、さらに活動が続けられて行く。今年、明治2年の北海道命名から150年を迎える。北海道の近代的な印刷は、それから少し遅れること、明治8年、開拓使函館支庁に道内初の活版印刷機が導入されたのを起点として、翌9年の札幌活版所、15年の根室活版所の開設に見るように、開拓使により始まり、そして



拡がり、北海道の開拓の歴史とともに発展してきた。今後も社会を支える地域に根ざした印刷産業として、発展していく努力を続けて行かなければならない。2026年冬季オリンピック・パラリンピックの国内開催候補都市として、札幌市が決まった。この誘致が成功すると、大きな経済効果が期待でき、我々印刷関連業界にも、新たな大きな需要の創造が拡がると思われる。是非、誘致が成功することを期待したい。そのためにも、印刷関連業界としても、できる限りの支援をして行こうではないか。今年、道内では、5月に全国紙器段ボール箱工業組合連合会の全国総会が洞爺湖畔で開催される。8月31日、9月1日には、3回目となる『HOPE2018』がアクセスサッポロを会場に開催される。それぞれの立場で、大いに研鑽と交流を重ねていただければと思う。当協議会は、会員の皆さんの協力をいただき、情報交換をはじめ親睦などの事業を通して、道内の印刷および関連業の皆さんの一層の発展に尽くしていくので、絶大なる協力・支援をお願いしたい」と述べた。

つづいて、多数の来賓を代表して4人から祝辞が述べられた。

児嶋秀平経済産業省北海道経済産業局長は、「昨年の北海道経済は、ローカルアベノミクスの効果が着実に浸透し、年間を通じ順調な持ち直しの動きがあり、地域経済の好循環を拡大した。平成30年の北海道経済も、引き続き好調な観光に加え、個人消費や設備投資の増加により、4年連続の緩やかなプラス



児嶋秀平  
経済産業省  
北海道経済産業局長

成長になることが期待されている。しかし、その一方で、少子化や人口流出に伴う産業の人手不足はあらゆる業種、道内全域において、急速に深刻化しつつある。鮭、烏賊、秋刀魚などの海産物の記録的な不漁が、地域経済に暗い影を落としている。また、大規模地震や台風直撃などの自然災害のリスクは、経済が好調であろうと不況であろうと関係なく常に存在している。さらに、北朝鮮によるミサイルの上空通過や木造船の漂着など、安全保障上の脅威が増大している。よって、本年の北海道経済の前途は、必ずしも穏やかであるとは言えない。このように、引き続き、不安定かつ不確実な内外の情勢のなかにおいて、成長と分配の好循環をしっかりと確立し、何ごとにも動ぜず堂々と成長を続けていく強い北海道経済をつくり、国益に資することこそが、北海道経済産業局の使命である。こうしたなか、印刷関連業は、広告や出版物による情報伝達の橋渡し役として、また商品の高付加価値化を担う役割を持っており、経済活動や日常生活において欠くことができない重要な産業である。一方で、近年ますます多様化する顧客からのニーズに的確に 대응することが求められるなかで、人手不足や生産性の向上あるいは新たな業態への挑戦などが、印刷関連業においても喫緊の課題となっていると認識している。このため日本政府は、昨年12月に閣議決定をした新しい経済政策パッケージのなかにおいて、第4次産業革命のイノベーションをあらゆる産業分野と社会生活に取り入れるコネクテッドインダストリーズと、そのための生産性革命の実現を掲げている。これを踏まえ、北海道経済産業局は、地域未来投資促進法やものづくり補助金などの強力な政策ツールを駆使することによって、IoTやロボット、人口知能による生産性の向上を促進し、地域における企業の意欲的な取り組みを強力に支援していく方針である。印刷関連業の皆さんには、これからも是非、北海道の経済と道民生活を支えて牽引していただくよう期待している」と述べた。

高橋はるみ北海道知事の代理として出席した阿部啓二経済部長は、「会員団体企業の皆さんが力を結集して、一昨年からHOPEということで、印刷関連業の学びと情報発信の場として取り組んでおり、業界の発展はもとより北海道の地域経済の活性化に向けて尽



阿部啓二  
北海道  
経済部長

力をいただいていることにお礼を申し上げます。昨年を振り返ると、労働関係の指標を見ると有効求人倍率は直近では1.18倍と非常に良い数字が出ている。裏を返せば、あらゆるところで人手不足という課題も見えてきている状況である。個人消費も非常に堅調に推移している。生産活動は、一進一退ということであるが、公共事業、設備投資は堅調に推移しており、総じてみれば回復基調にあると思う。他方、道内の地域をいろいろ回っていると、なかなか実感できないという声があるのも事実である。そういった声も踏まえながら、我々はさまざまな取り組みを進めていかなければならないと考えている。昨年、民間企業で初めて、宇宙を目指しロケットの打ち上げが行われた。結果として、計画どおりにいかなかったが、そういった挑戦をする企業が出てきている。新しい分野では、自動車の自動走行が、道内でさまざまなかたちで実証事業が行われている。そういった未来を見据えた新しい取り組みも進んできた年ではなかったかと思う。今年が、北海道と命名されて150年という本当に節目の年である。先人たちの築いてきた北海道価値を、しっかりとこれからの10年、そして30年、50年に向かって、新たな扉を開く年ではないかと思っている。道内の経済の回復基調をしっかりと確固たるものにしなければならぬと考えており、今後、働き方改革もしっかり進めながら、付加価値の高い製品づくり、労働生産性の向上、人手不足対策、ものづくり産業の振興の取り組みはもとよりであるが、未来を見据えた新たな成長分野への取り組みをしっかりと行っていきたいと考えている」と述べた。



町田隆敏  
札幌市  
副市長

秋元克広札幌市長の代理として出席した町田隆敏副市長は、「札幌市は、秋元市長が就任してからこれまでの2年半、市民感覚を大切に、スピード感を持って運営を行っている。昨年に引き続き、経済、雇用、子育ての分野に重点的に取り組むとともに、札幌は女性の割合が他の都市に比べて高いと言われているが、女性のその力を十分発揮できるよう女性の活躍推進に力を入れていく。特に、経済、雇用に関しては、市内経済を活

性化し、安定した雇用を生み出すため、昨年1月に今後の札幌市の産業振興の方向性を示す『産業振興ビジョン』を改訂した。このビジョンのもとに、企業、行政が課題認識や目標を共有し、経済の活性化に引き続き取り組んでいく。そのなかで、印刷関連産業は、札幌市内においては勿論であるが、日本全国各地域においても事業所数、従業者数、出荷額が、それぞれの地域において上位を占め、総じて我が国の基幹産業として位置付けられている。人々の文化、教養を高め、暮らしを豊かにする重要な産業である。皆さんにはこれからも技術研鑽や生産効率化を進め、さらなるすばらしい商品・サービスを提供していただきたいと期待している。札幌市としても新製品、新サービスの開発支援はもとより人手不足、情報関連技術、IT、IOT、AIの進展などの今日的課題にしっかり向き合い、北海道経済産業局、北海道と連携しながら皆さんを応援していく」と述べた。



作道孝行  
全日本印刷工業組合連合会  
副会長

臼田真人全日本印刷工業組合連合会会長の代理として出席した作道孝行副会長は、「我が国経済も昨年より緩やかな回復基調に乗り、今年も同様に推移するのではないかという見通しがある。我々印刷業界においても、一部では回復の兆しがあるものの、まだ、依然として厳しい状況が続いているのではないかというのが実感である。そのようななかで、利益を確実に出している会社は現にある。そういう会社はどこが違うのかと考えると、一見して特別なことを行っているわけではない。しかし、よく見てみると普通に行っていることのレベルが高い会社が利益を出していることに気付く。儲けている会社は、オンリーワンの技術を持っているとか、すばらしい設備でものを作っているとか、そのように思いがちであるが、決してそういうことだけではない。当たり前のことを他社より高いレベルで実践ができています。しかも社員全員が同じレベルで仕事を行っている会社が利益を残している。例えば、会社を訪れたときに、普通に『いらっしゃいませ』とってくれる会社と、そこにいる全員が立ち上がって大きな声で『いらっしゃいませ』とってくれる会社と、どちらに仕事を出したいかということをお皆さんが考えていただいたら分かると思う。当然、前者が悪いわけではないが、後者の方が圧倒的に印象に残るし、感動も与



える。だから仕事を出したくなる、仕事が集まってくるということだと思う。我々は、厳しい状況で、新しいことをしなければならぬ、何かを変えていかなければならぬということばかりに終始しがちだと思うが、一度、基本に立ち返って、根本的な部分で全員が普通のレベルを極めていく、上げていくことに注力することが大事だと思う。我々、同じ業界に働く者同士、力を合わせて行っていけば、この業界も良い業界になっていくと思う」と述べた。



福迫 均  
北海道中小企業団体中央会  
専務理事

次に、乾杯に移り、尾池一仁北海道中小企業団体中央会会長の代理として出席した福迫均専務理事は、「ものづくり補助金は、皆さんも大変関心が高いと思う。皆さんの力添えをいただき、私ども全国の中央会挙げて継続実施されるよう要望活動を行ってきた。その結果、このたび、補正予算で1千億円という前年度を上回る大きな予算が措置されることになった。私ども中央会が事務局に選定されたら、過去5回の経験を活かしながら事業者の皆さんをしっかりサポートしていく」と述べ、乾杯が行われ開宴した。



岳 隆久  
北海道印刷関連業協議会  
副会長

祝電披露が行われ、新年のあいさつと歓談が続くなか、岳隆久北海道印刷関連業協議会副会長（北海道製本工業組合理事長）が、「今年は成年である。今年1年皆さんワンダフルな年、そういう洒落の言える、ゆとりのある1年で過ごしたい。来年また皆さんがこの会場で会う時に、『どうでしたか、ワンダフル』と言えるような年になるように」と、一念を込めて一丁で締め、平成30年新年交礼会を閉会した。

# 平成29年度 共済制度加入拡大キャンペーン

## 生命共済、設備共済、医療・がん共済

全印工連は、全国組合員の相互扶助に基づく共済事業として、生命共済、設備共済、医療・がん共済、災害補償共済、経営者退職功労金制度の5つの共済制度を実施している。

これらの共済制度は、全国規模のスケールメリットにより、一般の保険と比べて割安な掛金で福利厚生や経営安定に役立つ制度として、いずれも多くの組合員企業に利用いただいている。

企業にとって、人や設備は大切な資産であり、従業員の死亡・入院や労災事故、突発的な事故による機械設備の故障など、不測の事態に備えるための共済制度は必要不可欠なものである。

また、割安な共済制度を利用して、保険の見直しを行うことは、効率的な経費の節減にもつながる。

全印工連では、本年度、5つの共済制度のうち、生命共済、設備共済、医療・がん共済の3つに焦点を絞り、「共済制度加入拡大キャンペーン」を展開している。

本年度、北海道は、共済制度加入拡大の重点工組の指定を受け、9月から「平成29年度共済制度加入拡大キャンペーン」を実施している。

北印工組は、キャンペーン推進のため、共済制度をわかりやすく説明した「北印工組の共済制度のご案内～7つの安心で元気な会社をしっかりと確実に守ります!～」を作製して、組合員への関心を促している。



キャンペーンの実施にあたり、「生命共済」の推進担当会社として第一生命保険株式会社、「設備共済」と「医療・がん共済」の推進担当会社として共立株式会社と連携して募集活動を行っている。

### ■キャンペーンを行う共済制度

#### ○「生命共済制度（ライフピア）」

経営者や従業員の方の死亡・高度障害のほか、不慮の事故による障害や入院について、割安で大きな補償を得られる制度。

#### ○「総合設備共済制度（せつび共済）」

機械設備事故による損害を補償する制度。オプションにより全国規模で発生している風水害や地震災害による補償にも対応。

#### ○「医療・がん共済制度」

疾病・障害による入院や所定の手術を受けた場合や三大疾病で入院した場合に補償する医療保険。平成26年からがん補償が追加。

### ■キャンペーン推進会社連絡先

#### 〔生命共済〕

第一生命保険株式会社札幌総合支社  
営業推進グループ（法人担当）

課長：佐藤由紀典

電話 (011)241-3141 FAX (011)209-0323

#### 〔設備共済、医療・がん共済〕

共立株式会社札幌支店

支店長：岡田 亮

電話 (011)281-5705 FAX (011)222-1927

# 北印工組独自の共済事業 「団体扱給油事業」のご案内

## ガソリン・軽油が市価より廉価

北海道印刷工業組合は、独自の共済事業として、ガソリン・軽油が市価より廉価で購入できる「団体扱給油事業」を実施している。

**北** 海道印刷工業組合は、「団体扱給油事業」を陸自総合協同組合と提携し実施している。

この団体扱給油事業は、ガソリンと軽油が対象で、組合員企業の自動車の給油を団体扱いで取り組むことにより、ガソリン・軽油が市販の価格より廉価で購入できることから、組合員企業の経費削減の一助を目的としている。

また、従業員の自動車も対象になるので、福利厚生の上にも利用できる。

価格基準は、道内一律価格となっている。

対象製品は、ハイオクガソリン、レギュラーガソリン、軽油の3種類となる。

給油先は、ENEOS、コスモ、出光の全道のガソリンスタンドとなり、同一の看板（メーカー）であれば、どのスタンドで給油しても契約価格で給油でき、代行手

数料は不要となる。

価格は、資源エネルギー庁石油情報センターの当月全国平均価格からガソリンは4円引き（コスモは5円引き）、軽油は同じく7円引き（コスモは8円引き）となり、これが基準価格となる。

実際の販売価格は、この基準価格を下回る価格で取引が行われている。（下表参照）

給油方法は、給油カードを使用し、キャッシュレスで後払い（口座振替・振込み）となる。

また、利用明細が発行されるため車両管理にも役立つことができる。

この制度の利用にあたって、出資金10,000円（退会時に返還）と1法人1,200円の年会費が必要で、加入にあたっては与信審査がある。

### 団体扱給油事業（陸自総合協同組合）

基準価格 資源エネルギー庁石油情報センター

#### レギュラーガソリン（ENEOS・出光）

（単位：1リットル当たり価格）

年/月	北海道 平均価格 A	全 国 平均価格 B	陸自総合協同組合		利用差額 E D-A
			契約販売価格 C (全国平均-4.0円)*	販売実績価格 D	
2017/12	142.5	141.5	137.5	137.1	-5.4
2017/11	139.0	139.0	135.0	135.0	-4.0
2017/10	134.5	135.1	131.1	130.6	-3.9
2017/ 9	130.6	131.6	127.6	127.3	-3.3
2017/ 8	131.5	131.3	127.3	126.3	-5.2
2017/ 7	131.4	130.7	126.7	126.3	-5.1

\*COSMOは、全国平均の5.0円引きになる。

#### 軽油（ENEOS・出光）

（単位：1リットル当たり価格）

年/月	北海道 平均価格 A	全 国 平均価格 B	陸自総合協同組合		利用差額 E D-A
			契約販売価格 C (全国平均-7.0円)*	販売実績価格 D	
2017/12	124.4	116.4	109.4	109.4	-15.0
2017/11	121.0	119.0	112.0	109.2	-11.8
2017/10	116.7	113.3	106.3	106.1	-10.6
2017/ 9	113.0	110.5	103.5	102.1	-10.9
2017/ 8	113.9	110.2	103.2	102.1	-11.8
2017/ 7	113.9	109.8	102.8	101.6	-12.3

\*COSMOは、全国平均の8.0円引きになる。